

6月1日に改正労働安全衛生規則が施行されます

～「職場における熱中症対策の強化」に向けて改めて徹底を～

熱中症の重篤化防止の為、労働安全衛生規則が改正され、本年6月1日に施行されます。

熱中症による労働災害は増加傾向にあり、昨年の休業4日以上死傷災害1,195人、死亡災害は3年連続30人以上となり、殆どが「初期症状の放置・対応の遅れ」とされています。

早急に求められる対策として、現場において「死亡に至らせない（重篤化させない）ための適切な対策の実施」が必要です。各組織において準備・対策が整備されている中、6月1日から施行されるにあたり、改めて職場で周知徹底願います。

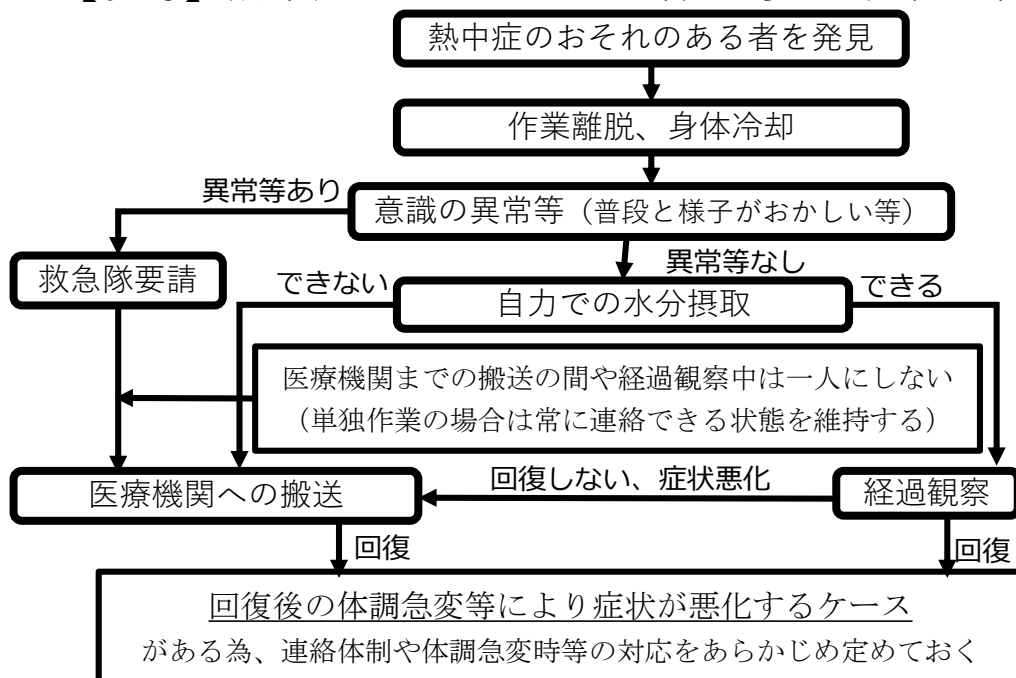
～今回の労働安全衛生規則の改正内容（熱中症を生ずるおそれのある作業）～

第612条の2

事業者は、暑熱な場所において連続して行われる作業等熱中症を生ずるおそれのある作業を行うときは、あらかじめ、当該作業に従事する者が熱中症の自覚症状を有する場合又は当該作業に従事する者に熱中症が生じた疑いがあることを当該作業に従事する他の者が発見した場合にその旨の報告をさせる体制を整備し、当該作業に従事する者に対し、当該体制を周知させなければならない。

2 事業者は、暑熱な場所において連続して行われる作業等熱中症を生ずるおそれのある作業を行うときは、あらかじめ、作業場ごとに、当該作業からの離脱、身体の冷却、必要に応じて医師の診察又は処置を受けさせることその他熱中症の症状の悪化を防止するために必要な措置の内容及びその実施に関する手順を定め、当該作業に従事する者に対し、当該措置の内容及びその実施に関する手順を周知させなければならない。

【参考】熱中症のおそれのある者に対する処置の例（フロー図）



詳細情報は、下記の厚生労働省HP掲載パンフレットの二次元バーコードまたはURL等をご参照



または